

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月11日	
条例の題名	三重県森林整備地域活動支援事業基金条例	公 布 日	平成14年3月26日	
条 例 番 号	平成14年三重県条例第3号	直 近 改 正 日	平成23年12月27日	
所管部局課	農林水産部森林・林業経営課	電 話 番 号	059-224-2991	
条例の概要	国から交付される森林整備地域活動支援交付金により、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林の施業実施に不可欠な森林の現況調査その他の地域における活動を確保するために設置された基金について必要な事項を定めるものである。		条例の 類型	財産管理 型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必 要 性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	森林法に基づいた適正な森林の経営・保護計画を促進するための活動に必要である。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	森林法に基づいた適正な森林の経営・保護計画を促進するための活動に必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	持続的な林業経営を促進するための活動については毎年実施している。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい		
適 法 性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	森林法に基づく森林経営計画策定のための活動を支援する基金条例である。	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有 効 性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	持続可能な林業生産活動の推進のため、森林経営計画の策定面積を目標としている。	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	森林法改正に伴い、森林所有者等は森林経営計画を策定する必要があり、その活動に係る支援として本基金条例を廃止した場合、適正な森林経営・保護が促進出来ないと考え、	
効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公 平 性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	市町及び地域活動を行う者（森林所有者を含む）を補助対象としているため森林所有者のみに限られていない。	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	市町及び地域活動を行う者（森林所有者を含む）を補助対象としているため森林所有者のみに限られていない。	
そ の 他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点 検 ・ 見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項		見直しに 関する規 定の有無
	改正・ 廃止の 必要は ない	本基金条例は、森林法に基づいた適正な森林の経営・保護計画を促進するための活動に必要であり、改正の必要がないと考える。		無
				有効期限 に関する 規定の有 無
				無